



# 第49期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類  
招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類(連結・個別)
- 監査報告

## 開催情報

日時: 2022年5月18日(水曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 大阪市中央区西心斎橋1-3-3

ホテル日航大阪 鶴(5階)



イオンディライト株式会社

証券コード: 9787

## 【株主の皆さまへご案内】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からご来場は自粛いただくことをご検討ください。

株主さまには以下の点についてご案内します。

- ・本株主総会はライブ配信で視聴いただくことが出来ます。
- ・議決権はスマートフォン、インターネットおよび書面郵送により事前行使が可能です。
- ・事前に質問を受け付け、株主総会当日に回答させていただきます。

詳しくは同封しております「新型コロナウイルス感染拡大防止のための定時株主総会へのご来場自粛のお願い インターネット事前質問受付と事前の議決権行使のご案内」をご確認ください。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使<sup>®</sup>」対応

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ること  
で、議決権を簡単に  
ご行使いただけます。

株主の皆さまへ

大阪市中央区南船場二丁目3番2号  
**イオンディライト株式会社**  
代表取締役社長 濱田和成

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場は大幅に座席数を減らしております。当日のご出席はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネット上で株主の皆さまからのご質問をお受けいたします。詳しくは事前質問受付のご案内をご参照ください。議決権行使につきましては、書面またはスマートフォンおよびインターネット等によって行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年5月17日（火曜日）午後6時まで議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1-3-3  
ホテル日航大阪 鶴（5階）  
ご出席株主さまへのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第49期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第49期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aeondelight.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使に関するお願い

### A インターネット等による議決権の行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内(69頁)をご参照の上、スマート行使または、議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、2022年5月17日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

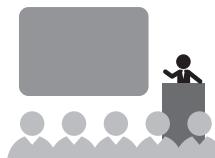
■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等の行使を有効な行使として取扱います。インターネット等で複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

### B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月17日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

### C 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)また、議事資料として本冊子をご持参ください。

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	3
(添付書類)	
事業報告 .....	16
連結計算書類	
連結貸借対照表 .....	47
連結損益計算書 .....	48
連結株主資本等変動計算書 .....	49
計算書類	
貸借対照表 .....	56
損益計算書 .....	57
株主資本等変動計算書 .....	58
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 .....	64
会計監査人の監査報告書 .....	66
監査役会の監査報告書 .....	68
ご参考	
インターネット等による議決権行使のご案内 .....	69
事前質問受付のご案内 .....	70

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第14条（電子提供措置等）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(附則) <u>1 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、社外取締役候補者は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしております。

### 【社内取締役候補者の選任基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社および当社の関係会社の業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社および当社グループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことができること。

### 【社外取締役候補者の選任基準】

1. 社外取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の経営理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。
5. 当社の取締役会におおよその出席が可能なこと。

### 【社外取締役候補者の独立性判断基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という。）ではない者。
2. 本人が、現在又は過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
  - (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者。
  - (2) 当社の会計監査人のパートナー又は当社の監査に従事する従業員。
  - (3) 当社の主要な借入先（連結総資産の2%を超える金額の借入先）の業務執行者。
  - (4) 当社の主要な取引先（当社グループとの取引が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える金額の取引先）の業務執行者。
  - (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
  - (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える金額の団体の業務執行者。
  - (7) 上記1および(1)～(6)の配偶者または2親等以内の親族。

取締役候補者は次のとおりであります。

# 1 はま だ かずまさ 濱田 和成

再任

生年月日	1964年12月30日生	所有する当社の株式数	1,100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1987年 3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社</p> <p>2006年11月 株式会社ポスフル(現イオン北海道株式会社)経営企画室長</p> <p>2007年 3月 同社執行役員</p> <p>2008年 9月 イオンリテール株式会社コントロール本部長</p> <p>2011年 3月 同社執行役員</p> <p>2013年 3月 イオン株式会社執行役グループ経営管理責任者</p> <p>2015年 2月 イオンリテール株式会社北関東・新潟カンパニー支社長</p> <p>2015年 2月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2017年 3月 同社専務執行役員</p> <p>2018年 3月 当社出向顧問</p> <p>2018年 5月 当社代表取締役社長兼社長執行役員</p> <p>2018年12月 PT Sinar Jernih Sarana 代表コミサリス(現任)</p> <p>2019年 7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員グループ CEO</p> <p>2019年12月 当社代表取締役社長兼社長執行役員グループ CEO 兼 グループ財務経理本部長(CFO)</p> <p>2020年 4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員グループ CEO(現任)</p> <p>2021年 7月 永旺永楽(中国)物業服務有限公司董事(現任)</p>		
取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	<p>濱田和成氏は、過去10年間において親会社であるイオン株式会社およびその子会社であるイオンリテール株式会社の業務執行者でありました。当社においては、2018年5月より代表取締役社長兼社長執行役員として、当社グループの成長を牽引してまいりました。今後も引き続き、取締役として当社グループ全体の経営に対する適切な監督を行うことにより、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>濱田和成氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 2 みやまえ ごろう 宮前 吾郎

新任

生年月日	1965年11月17日生	所有する当社の株式数	1,100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1999年 1 月 当社入社</p> <p>2007年 6 月 当社危機管理・QMS本部QMS部マネージャー</p> <p>2008年 3 月 当社清掃事業本部 清掃事業部長</p> <p>2010年 3 月 当社清掃事業本部長</p> <p>2016年 5 月 当社執行役員 清掃事業本部長</p> <p>2018年11月 当社執行役員 サービスネットワーク推進本部長</p> <p>2019年 7 月 当社執行役員 関東支社長</p> <p>2020年 3 月 当社執行役員 東日本統括</p> <p>2021年 2 月 当社執行役員 マーケティングDX統括</p> <p>2021年 3 月 当社常務執行役員 マーケティングDX統括(現任)</p>		
取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	<p>宮前吾郎氏は、当社の本部長職・統括職として清掃事業、支社統括部門、マーケティング及びDX推進部門の責任者を歴任し、当社の業務に関する十分な知識を有しており、常務執行役員としての高い経営判断能力と経営執行能力を有しています。これまでの経験と見識に基づき、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>宮前吾郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

### 3 みとひでゆき 水戸 秀幸

再任

生年月日	1961年 7月19日生	所有する当社の株式数	1,300株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年 4月	当社入社	
	2006年 9月	当社第四営業部長	
	2011年 3月	当社営業推進本部長	
	2012年 3月	当社南関東支社長	
	2013年 3月	当社執行役員 東日本支社統括	
	2015年 5月	当社西日本支社統括	
	2017年 5月	当社常務執行役員 業務担当	
	2018年 5月	当社取締役兼常務執行役員 業務担当	
	2019年 3月	当社取締役兼常務執行役員 事業統括	
	2019年 7月	当社常務執行役員 事業統括	
	2020年 3月	当社常務執行役員 事業統括兼国内グループ事業COO	
	2020年10月	当社常務執行役員 国内グループ事業COO	
	2020年10月	エイ・ジー・サービス株式会社(現イオンディライトコネクト株式会社) 代表取締役社長(現任)	
	2021年 2月	株式会社ドゥサービス(現イオンディライトコネクト株式会社)代表取締役社長	
2021年 5月	当社取締役		
2022年 3月	当社取締役 常務執行役員		
2022年 4月	当社取締役 常務執行役員 国内グループ会社 COO(現任)		
取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	水戸秀幸氏は、当社の本部長職・統括職として支社部門、事業部門、国内グループ統括部門の責任者を歴任し、当社の業務に関する十分な知識を有していると共に、当社グループの中核会社であるイオンディライトコネクト株式会社の代表取締役社長を経験しています。引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	水戸秀幸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

わたなべ ひろゆき  
**4 渡邊 廣之**

再任

生年月日	1958年 7月17日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1982年 4月 伊勢甚ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社</p> <p>2003年 9月 ジャスコ株式会社関東カンパニー管理部長</p> <p>2006年 5月 イオン総合金融準備株式会社(現株式会社イオン銀行)代表取締役</p> <p>2006年 9月 同行取締役 人事総務・広報統括</p> <p>2008年 4月 同行取締役兼常務執行役員 人事部・総務部担当</p> <p>2012年 6月 同行取締役兼専務執行役員 経営管理本部長</p> <p>2012年11月 イオンクレジットサービス株式会社(現イオンフィナンシャルサービス株式会社)取締役</p> <p>2014年 4月 株式会社イオン銀行代表取締役兼専務執行役員 営業本部長</p> <p>2015年 4月 同行代表取締役社長</p> <p>2017年 6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社取締役副社長</p> <p>2018年 9月 イオン株式会社執行役 人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌</p> <p>2018年10月 イオンフィナンシャルサービス株式会社取締役(現任)</p> <p>2021年 5月 当社取締役(現任)</p> <p>2022年 3月 イオン株式会社執行役副社長 人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌(現任)</p>		
取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	<p>渡邊廣之氏は、現在および過去10年間において親会社であるイオン株式会社、その子会社である株式会社イオン銀行およびイオンフィナンシャルサービス株式会社の業務執行者を歴任しています。これまでの経歴を経て得られた経験と見識に基づき、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>渡邊廣之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

# 5 ふじた まさあき 藤田 正明

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1952年 9月 6日生	所有する当社の株式数	5,100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1978年 4月	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社	
	2003年 4月	同社パナソニックAVCネットワークス社 映像事業グループ PDPテレビビジネスユニット長	
	2006年 4月	同社役員パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長 映像・ディスプレイデバイス事業グループ PDPテレビビジネスユニット長	
	2009年 6月	同社技術品質本部長、FF市場対策本部担当	
	2010年 3月	同社グローバル調達担当兼調達本部長、グローバル物流兼グローバルロジスティクス本部長、トレーディング社担当	
	2011年 4月	同社常務役員	
	2014年 4月	大阪府立大学21世紀科学研究機構産学協同高度人材育成センター 特認教授	
	2015年 5月	当社取締役(社外・現任)	
社外取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	藤田正明氏は、品質管理・生産管理に関する豊富な経験を踏まえ当社の技術経営(MOT)に的確な助言を行っていただき、また異業種横断・グローバルなビジネス展開・マネジメントに関する経営的知見と人材育成分野などで、当社の経営やコーポレート・ガバナンス等の向上について貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	藤田正明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、藤田正明氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 6 ほんぼ よしあき 本保 芳明

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1949年 4月20日生	所有する当社の株式数	1,500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4月	運輸省入省(航空局総務課)	
	1983年 4月	独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)ジュネーブ事務所出向	
	1988年 5月	経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部一等書記官	
	1991年 1月	同機構 日本政府代表部参事官	
	2001年 7月	国土交通省 大臣官房審議官(海事局、港湾局併任)	
	2003年 4月	日本郵政公社 理事(物流・国際部)	
	2007年 7月	国土交通省 大臣官房総合観光政策審議官	
	2008年10月	同省 観光庁 長官	
	2010年 4月	首都大学東京 都市環境学部 教授	
	2014年 1月	観光庁参与	
	2014年11月	東京工業大学 特任教授	
	2015年 4月	首都大学東京 都市環境学部 特任教授	
	2015年 6月	ケイヒン株式会社取締役(社外・現任)	
	2016年 6月	国連世界観光機関駐日事務所代表(現任)	
2017年 4月	東京工業大学 特定教授		
2017年 5月	当社取締役		
2018年 4月	首都大学東京(現東京都立大学) 客員教授(現任)		
2021年 8月	東武トップツアーズ株式会社取締役会長		
社外取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	<p>本保芳明氏は、運輸省関連行政の他、海外経験、初代観光庁長官および日本郵政公社理事としての豊富な経歴と幅広い知見を持ち、かつ大学特任教授としての人材育成分野の経験などを通じ、当社の経営やコーポレート・ガバナンス等の向上について貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>本保芳明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 当社は、本保芳明氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

# 7 よしかわ けいじ 吉川 恵治

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1950年 7月 6 日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	<p>1973年 4月 日本板硝子株式会社入社</p> <p>2004年 6月 同社執行役員 情報通信デバイス事業部長兼相模原工場長</p> <p>2008年 1月 同社執行役員 IT事業本部長</p> <p>2008年 6月 同社取締役執行役 機能性ガラス事業部門長</p> <p>2012年 2月 同社取締役代表執行役副社長兼CPMO(最高プロジェクトマネジメント責任者)</p> <p>2012年 4月 同社取締役代表執行役社長兼CEO</p> <p>2015年 6月 同社相談役</p> <p>2018年 6月 関西ペイント株式会社取締役(社外・現任)</p> <p>2021年 5月 当社取締役(社外・現任)</p> <p>2021年 6月 株式会社フジクラ取締役監査等委員(社外・現任)</p>		
社外取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	<p>吉川恵治氏は、東証一部上場企業の代表執行役社長としての経営経験はもとより、日本に本拠を置くグローバル企業のトップとしての経験から、当社の国内事業のみならず、海外事業経営におけるマネジメントについて貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>吉川恵治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 当社は、吉川恵治氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって1年となります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 8 たかだ あさこ 高田 朝子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1964年 3月20日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1987年 4月 E.F.Hutton証券会社入社 1988年 1月 モルガン・スタンレー証券会社入社 2002年 4月 高千穂大学経営学部専任講師 2003年 4月 同大学経営学部助教授 2008年 4月 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科准教授 2011年 4月 同大学院イノベーション・マネジメント研究科教授(現任) 2015年 9月 法政大学ビジネススクールグローバルMBAディレクター(現任) 2021年 4月 同大学リカレント教育オフィス 室長(現任) 2021年 5月 当社取締役(社外・現任) 2022年 4月 株式会社朝日新聞社 再成長アドバイザー(現任)		
社外取締役候補者の選定理由および期待される役割の概要	高田朝子氏は、大学院教授としての研究領域である組織論やイノベーションの分野での知識・知見を、当社の企業価値向上に向けた組織風土改革の推進、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上、また、当社のダイバーシティ推進の面で貢献いただくことで、引き続き、取締役として経営執行に対する監督を行い、重要事項の決定に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補と致しました。		
特別の利害関係	高田朝子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、高田朝子氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって1年となります。

## 【役員等賠償責任保険の概要】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役自身の損害等は補償対象外となります。なお、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役三津井洋氏は、本総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠として監査役候補者である黒田隆氏の選任をご承認いただいた場合の任期は、当社定款第28条第2項の定めにより、退任監査役である三津井洋氏の任期が満了する2025年2月期の定時株主総会の終結の時までとなります。

また、監査役西松正人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案において新任監査役候補者である戎井真理氏の選任をご承認いただいた場合の任期は、2026年2月期の定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

## 1 黒田 隆

くろだ たかし

新任

社外監査役候補者

生年月日	1964年 7月12日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1987年 4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 2000年11月 株式会社ディービーエムジー取締役 管理本部長 2006年12月 イオン株式会社 関連企業部 2008年 9月 株式会社ダイエー出向 2014年 4月 イオンフィナンシャル株式会社プロジェクトリーダー 2015年 4月 同社戦略部長 2016年 4月 株式会社イオン銀行 執行役員 戦略統括部長 2018年 5月 同社取締役兼執行役員 経営企画担当 2019年 4月 同社取締役兼執行役員 経営企画本部長 2019年 4月 AFSコーポレーション株式会社 取締役 経営企画担当 2019年 6月 株式会社イオン銀行取締役兼執行役員 経営企画本部長 2021年 4月 同社 取締役兼常務執行役員 経営管理本部長(現任)		
社外監査役候補者の選定理由	黒田隆氏は、現在および過去10年間に於いて親会社の子会社である株式会社イオン銀行およびイオンフィナンシャルサービス株式会社の業務執行者を歴任しています。イオングループの総合金融事業の中核会社である株式会社イオン銀行において、経営企画部門、経営管理部門の執行責任者としての経歴があると共に、同社の取締役として経営執行に対する監督を行ってきました。これまでの経歴を経て得られた経験と見識に基づき、社外監査役として当社の監査業務のさらなる充実に寄与いただけると判断し、社外監査役候補と致しました。		
特別の利害関係	黒田隆氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 当社は、黒田隆氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。なお、同氏は、株式会社イオン銀行の取締役を当社定時株主総会開催日までに辞任する予定です。

## 2 えびす い まり 戒井 真理

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1960年10月8日生	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位および重要な兼職の状況	<p>1985年 4月 味の素ゼネラルフーズ株式会社(現味の素AGF株式会社)入社</p> <p>1997年11月 米国公認会計士合格</p> <p>1998年 3月 KPMGピートマーウィック東京事務所(現KPMG税理士法人)入所</p> <p>2001年 7月 有限会社戒井会計コンサルティング代表取締役(現任)</p> <p>米国公認会計士(USCPA)登録</p> <p>2008年 4月 公認不正検査士(CFE)登録</p> <p>2016年 6月 一般社団法人JAPAN Society of U.S. CPAs理事</p> <p>2020年 6月 リコーリース株式会社取締役(社外・現任)</p> <p>2021年 4月 一般社団法人日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザリーボード委員(現任)</p>		
社外監査役候補者の選定理由	<p>戒井真理氏は、米国の公認会計士および公認不正検査士としての豊富な経験と深い知識をもとに、多くの企業へのコンサルティングを長期に渡り実施されてきました。また、上場会社の独立役員社外取締役としての実績および専門的な知見と幅広い経験を独立した立場から当社の監査業務のさらなる充実に寄与いただけると判断し、社外監査役候補と致しました。</p>		
特別の利害関係	<p>戒井真理氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。</p>		

(注) 当社は、戒井真理氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、この限度を超える社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

### 【役員等賠償責任保険の概要】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査役を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った監査役自身の損害等は補償対象外となります。なお、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

以上

## 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

(経営成績に関する説明)

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)の業績は、売上高が3,176億57百万円(対前年比105.9%)、営業利益157億33百万円(同103.3%)、経常利益157億89百万円(同103.4%)、親会社株主に帰属する当期純利益106億65百万円(同91.3%)となりました。

当期上期は、新型コロナウイルスの陽性反応者が確認された施設におけるアルコール消毒清掃の需要拡大や2021年2月に発生した福島県沖地震の復旧関連工事等が上積み要因となり、期初に掲げた連結業績予想(以下、「連結業績予想」)に対し、堅調に業績を推移することができました。しかしながら、下期以降、建設施工事業等において、各種工事の延期や規模の縮小が続く等、新型コロナウイルスによるマイナス影響が期初想定を上回る中、コロナ下におけるお客さまの経営環境変化に寄り添った提案が不十分となってしまったこと等により、通期では、売上高、営業利益、経常利益が連結業績予想を下回る結果となりました。

一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、経営効率化の一環として実施した連結子会社の固定資産売却に伴う特別利益の計上等により、期初に掲げた連結業績予想を上回る結果となりました。

※期初に掲げた2022年2月期の連結業績予想：売上高3,250億円、営業利益・経常利益165億円、親会社株主に帰属する当期純利益105億円

#### [当連結会計年度の主な取り組み]

(中期3カ年経営計画の策定)

当社は、中長期ビジョン「イオンディライト ビジョン2025」(以下、「ビジョン2025」)の実現に向けた成長を加速するため、新たに2021年度を初年度とする中期3カ年経営計画(以下、「中期経営計画」)を策定しました。こうした中、当期は、施設の「安全・安心」を守るファシリティマネジメント(以下、「FM」)企業として依然、感染拡大が続く新型コロナウイルスへの対応を実施しながら、中期経営計画で掲げる「お客さま起点の経営」、「DXの推進」、「グループ経営」の3つの基本方針に基づく各種取り組みを推進いたしました。

#### 〈新型コロナウイルス感染拡大への対応〉

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、当社はイオングループ店舗をはじめとした各種施設に向けて、業務用マスク、手袋、アルコール、アクリルパーテーションといった防疫関連資材の提供や施設内の換気改善を促進するための「ネットワーク型CO2濃度モニターシステム」の開発や導入といった防疫対策の実施を継続しました。加えて、陽性反応者が確認された施設への消毒清掃の実施や科学的根拠に基づき衛生的な環境を実現するニュースタンドードクリーニングの導入拡大に努めました。

当社では引き続き、接触感染防止や飛沫感染防止に向けた様々な防疫対策を提供していくことで、コロナ下においても、お客さま、地域社会に「安全・安心」な施設環境を提供してまいります。

#### 〈お客さま起点の経営〉

当社は、お客さまのニーズを起点とするサービスを提供していくことを目的に既存顧客に対して、顧客毎の取引全般に責任を持つアカウントマネジャーを配置し、アカウント営業の強化に取り組みました。アカウントマネジャーによる顧客に寄り添った対応により顧客満足度を高めるとともに、各顧客への理解を深め、それぞれの課題や業界動向の正確かつ迅速な把握に努めました。また、営業生産性の向上を目的に、営業活動の可視化・共有化に取り組み、成約に至った案件のプロセスを分析し展開することで組織的な営業力強化を図りました。そのほか、2022年1月にFMのサービス紹介サイト「FM N a v i」を開設しました。こうした取り組みにより、既存顧客における未受託物件の受託や新規顧客開拓に繋げ、マーケットシェアを拡大しました。

同時に期初より全国8支社にて稼働を開始したカスタマーサポートセンター（以下、「C S C」）にて、顧客施設の情報やニーズの集約に努めました。アカウントマネジャーからの顧客情報、C S Cからの施設情報の分析を通じて、業種別ソリューションの開発や品質改善に向けた取り組みを推進しました。

#### 〈DXの推進〉

FM業界において、人手不足の解消が喫緊の課題となる中、当社では、人手不足に対応しながら設備管理の専門性を活かしたサービスを効率的に提供していくための新たな施設管理モデル「エリア管理」の展開を推進しました。C S Cによる遠隔サポートと各種システムやセンサーを活用した設備管理業務の省人化を通じて、従来の常駐型個別管理から巡回を主体にエリア単位で複数の施設を効率的に管理する仕組みへと移行を進めました。この結果、2022年2月末日現在、全国計151施設で省人化を実現しました。省人化した顧客施設では、C S Cからの技術支援によるサービス品質の向上や常駐設備管理員のポスト削減に伴うオペレーションコストの削減に取り組みました。また、省人化に伴い、115名の設備管理の専門人材を新規受託物件や営業、工事部門に再配置することで、修繕工事や省エネ機器の更新工事の提案を積極化する等、更なるサービスの提供拡大に努めました。

同時に、設備管理のみならず、警備においては、入退店管理や閉店業務のシステム化を推進し、清掃においては実用性を検証したうえで複数機種の清掃ロボットの採用を開始する等、持続可能な施設管理モデル構築に向けて各事業においてDXを推進しました。

## 〈グループ経営〉

### ・国内グループ会社の状況

当社は、FM市場における中小型施設への競争力強化を目的に、連結子会社であるエイ・ジー・サービス(株)と(株)ドゥサービスを合併し、2021年3月1日付でイオンディライトコネクト(株) (以下、「ADコネクト」) を設立しました。当期は、ADコネクトを中・小型施設管理の中核会社としたグループ経営体制により従来、十分に参入できていなかった市場領域を含めた、より多くのお客さまへのサービス提供拡大を図りました。しかしながら、コロナ下で競争環境が激化する中、統合効果も十分に発揮することができず、期初に見込んだ成果を上げることができませんでした。また、旅行関連事業を展開するイオンコンパス(株)や家事支援事業を展開するアクティア(株)においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前年度に引き続き、苦戦を強いられ、国内におけるグループ経営体制の強化が次年度以降の課題として残りました。

### ・アジアでの事業拡大 (中国)

アジア最大の成長エリアと位置付ける中国では、2021年4月に設立した統括会社「永旺永楽(中国)物業服務有限公司」のグループ経営のもと、中核事業会社である永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司、並びに武漢小竹物業管理有限公司において、重点ターゲットとする中高級ショッピングセンターや病院・養老院、再開発エリアといった施設の受託拡大に注力しました。

同時にFM業務を軸に、プロパティマネジメント業務やケータリング、クリーニングサービス、養老院における入居者向けサービス等、事業領域の拡大にも積極的に取り組み、堅調に事業を拡大しました。

### (アセアン)

アセアンでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当社が現地法人を置くマレーシアやインドネシア、ベトナムの各国で経済活動が制限され、施設の操業停止や時短営業といった措置が続き、厳しい経営環境が続きました。現地法人各社、並びにパートナー企業各社従業員の就業にも影響が出る中、防疫対策を徹底することで、受託する施設の運営を担保し、コロナ下でのお客さまの事業継続を支援しました。

② 当連結会計年度における主要事業の概況

[セグメント別業績]

<売上高>

セグメントの名称	売上高 (百万円)	構成比 (%)	対前年比 (%)
設備管理事業	61,538	19.4	105.7
警備事業	47,239	14.9	106.4
清掃事業	66,963	21.1	107.2
建設施工事業	43,015	13.5	105.8
資材関連事業	56,497	17.8	106.5
自動販売機事業	26,353	8.3	103.5
サポート事業	16,049	5.0	101.3
合計	317,657	100.0	105.9

<セグメント利益>

セグメントの名称	セグメント利益 (百万円)	構成比 (%)	対前年比 (%)
設備管理事業	5,495	22.7	106.2
警備事業	3,435	14.2	103.9
清掃事業	8,106	33.4	110.7
建設施工事業	3,583	14.8	92.4
資材関連事業	2,560	10.6	103.8
自動販売機事業	608	2.5	93.1
サポート事業	441	1.8	-
合計	24,232	100.0	106.6

#### <設備管理事業>

設備管理事業は、売上高615億38百万円（対前年比105.7%）、セグメント利益54億95百万円（同106.2%）となりました。同事業では、新規顧客開拓や既存顧客における各種整備業務の受注拡大等により増収となりました。また、業務プロセスの変革に向けて、エリア管理化を推進しました。

#### <警備事業>

警備事業は、売上高472億39百万円（対前年比106.4%）、セグメント利益34億35百万円（同103.9%）となりました。同事業では、イベント警備をはじめ前年度からの需要回復に伴い増収となりました。また、収益性の向上を目的に、入退店管理、並びに閉店業務のシステム化や価格交渉を通じた単価適正化に向けた取り組みを継続しました。

#### <清掃事業>

清掃事業は、売上高669億63百万円（対前年比107.2%）、セグメント利益81億6百万円（同110.7%）となりました。同事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたアルコール消毒清掃の提供に加え、ウィズコロナ時代の清掃新基準「ニュースタダードクリーニング」の導入拡大に注力し、新規顧客開拓や既存顧客における受託拡大に繋がりました。

#### <建設施工事業>

建設施工事業は、売上高430億15百万円（対前年比105.8%）、セグメント利益35億83百万円（同92.4%）となりました。同事業では、2021年2月に発生した福島県沖地震の復旧関連工事等により上期は増収増益となったものの、下期は新型コロナウイルス感染拡大に伴う一部工事の延期や規模の縮小が続き、通期では増収減益となりました。

#### <資材関連事業>

資材関連事業は、売上高564億97百万円（対前年比106.5%）、セグメント利益25億60百万円（同103.8%）となりました。同事業では、業務用マスク・手袋・アルコールや飛沫防止用のアクリルパーテーション等、防疫関連資材の提供を継続しました。加えて、イオングループ内でのシェア拡大に注力するとともに、環境に配慮した資材の提供拡大に努めました。

#### <自動販売機事業>

自動販売機事業は、売上高263億53百万円（対前年比103.5%）、セグメント利益6億8百万円（同93.1%）となりました。同事業では、期初からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う人流抑制や生活様式の変容に伴う消費者の購買行動の変化により、売上が期初に見込んだほどの回復に至らず増収減益となりました。

### <サポート事業>

サポート事業は、売上高160億49百万円（対前年比101.3%）、セグメント利益4億41百万円（前期はセグメント損失75百万円）となりました。同事業では、お客さまの施設とその周辺の管理運営に関するアウトソーシングニーズに応える様々なサービスの提供拡大に取り組みました。

#### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、35億88百万円であります。主な内訳は、自動販売機および清掃資機材等の器具備品ならびにソフトウェア費用に加え、本社機能移転に伴う設備造作であります。

#### ④ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

#### ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

#### ⑥ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当する事項はありません。

#### ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

#### ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移 (連結)

区 分	第46期 2018年度	第47期 2019年度	第48期 2020年度	第49期 2021年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	302,915	308,582	300,085	317,657
営業利益 (百万円)	13,030	16,001	15,230	15,733
経常利益 (百万円)	13,362	15,949	15,268	15,789
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,415	9,348	11,680	10,665
1株当たり当期純利益 (円)	122.92	187.21	233.69	213.26
総資産 (百万円)	134,071	136,917	136,565	142,859
純資産 (百万円)	75,539	81,286	88,281	95,421
1株当たり純資産 (円)	1,465.94	1,578.77	1,746.88	1,890.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数にて算出しております。  
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数にて算出しております。

## ② 当社の営業成績及び財産の状況の推移 (単体)

区 分	第46期 2018年度	第47期 2019年度	第48期 2020年度	第49期 2021年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	252,312	254,342	251,136	265,838
営業利益 (百万円)	13,577	13,327	13,299	12,880
経常利益 (百万円)	14,347	14,081	14,596	13,222
当期純利益 (百万円)	6,674	8,176	6,879	8,434
1株当たり当期純利益 (円)	127.89	163.75	137.63	168.65
総資産 (百万円)	126,987	125,597	122,535	125,006
純資産 (百万円)	77,024	81,676	85,466	89,397
1株当たり純資産 (円)	1,537.01	1,630.89	1,706.87	1,785.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数にて算出しております。  
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数にて算出しております。

### (3) 対処すべき課題

#### ①経営の基本方針

当社は、経営理念「私たちは、お客さま、地域社会の『環境価値』を創造し続けます。」のもと、アジアを主たる活動領域にファシリティマネジメント（以下、「FM」）事業を展開しています。当社が掲げる「環境価値創造」とは、人々が平和と豊かさを享受できる環境を創出していくということです。当社は、事業を通じて環境価値を創造し続け、社会の持続的発展に貢献していくことで、お客さま、地域社会から必要とされ続ける企業でありたいと考えています。

#### ②イオンディライト ビジョン2025

当社は、更なる持続的成長を目的にイオンディライト ビジョン2025（以下、「ビジョン2025」）を策定し、「アジアにおいて『安全・安心』、『人手不足』、『環境』の3つを成長戦略の柱に社会課題を解決する環境価値創造企業を目指す」ことを宣言しています。また、これを実現するため、FMの専門家集団としての企業ブランドを確立するとともに、事業を展開する各エリアにおいて地域経済圏の形成に取り組んでいます。

〈2025年度 目標数値〉

売上高 4,710億円	グローバルTOP10、アジアNo. 1
営業利益 370億円	営業利益率グローバルトップレベル

#### 〈ESG経営の推進〉

当社は、社会課題解決への推進力を高めるためには、事業と環境・社会を両輪とするESG経営の実践が不可欠だと考えています。そのため、ESG経営の指針として、2021年8月に「サステナビリティ基本方針」を策定しました。以降、当社では、本方針に則り、持続可能性を意識した事業活動を推進しています。

### サステナビリティ基本方針

イオンディライトは、「私たちは、お客さま、地域社会の『環境価値』を創造し続けます」を経営理念として掲げています。この経営理念のもと、多くのステークホルダーとともに、あらゆる場面において『環境価値』を創造することで、社会課題の解決と持続可能な社会の実現に貢献します。

- ・施設とその周辺において、安全・安心で、衛生的・健康的な利用環境の実現に努めます。
- ・社会の期待に応えるソリューションの提供を通じて、脱炭素社会の実現と生物多様性の保全、資源循環の促進に貢献します。
- ・法令や社会規範を遵守し、取引先と相互の信頼関係を構築するとともにサプライチェーン全体での公正な事業活動を行います。
- ・一人ひとりの人権を尊重し、多様な人材が能力を発揮できる活力ある組織風土づくりを行います。
- ・企業市民として、より良い環境や社会を目指す社会貢献活動に取り組みます。

### ③中期3カ年経営計画の策定（2022年2月期～2024年2月期）

当社は、ビジョン2025の実現に向けて、新たに2022年2月期を初年度とする中期3カ年経営計画（以下、「中期経営計画」）を策定しました。中期経営計画では、「お客さま起点の経営」、「グループ経営」、「DXの推進」の3つを基本方針に掲げ、各種取り組みを推進しています。

（2024年2月期の計画数値）

売上高 3,610億円	営業利益 220億円	親会社株主に帰属する 当期純利益 140億円
-------------	------------	---------------------------

中期経営計画の2年目にあたる2023年2月期は、2022年4月1日付で実施した機構改革による新たな体制のもと、3つの基本方針の実践を加速することで、目標数値の達成を目指してまいります。

#### （ア）お客さま起点の経営

当社が目指すのは、お客さまの声をサービス開発や品質管理、営業といった自らの組織力に変え、価値ある提案へと繋げる体制です。これを実現するため、お客さまの声や施設の状況、顧客業界の市場動向といった様々なデータを収集、分析し価値ある情報へと加工していく仕組みとしてイオンディライトプラットフォームの整備に取り組んでまいりました。この一環として、2022年2月期は、業務効率化のため社内システム間の連携化を推

進しました。また、営業部門では、イオンディライトプラットフォームを活用し、デジタル化によりお客さまからのリクエスト情報を可視化し共有することで、お客さまのニーズや課題に即応できる体制を構築しました。

2023年2月期は、顧客接点を強化するため、国内全8支社配下の支店エリア体制をお客さまのニーズや施設特性、地域特性等に合わせて再編するとともに、オペレーションからマネジメントに至る各階層の職務を再定義することで、支社全体で各地域のお客さまと向き合う体制を構築します。

また、営業部門では、アカウント営業をより一層強化することで、既存顧客内シェア拡大や新規顧客開拓の更なる促進を図ります。併せて、お客さまに提供する新たな付加価値として、これまで施設管理の一環として提供してきた省エネルギー提案をはじめとする環境負荷低減に資する各種取り組みを体系化し、お客さまの脱炭素化を全面的に支援するコンサルティングビジネスを展開していきます。また、これまで医療関連施設を中心に提供してきたヘルスケア関連サービスについては、提案施設を宿泊施設等へと拡大し、今後の事業の柱としての育成を図ります。

こうした活動を通じて、イオンディライトプラットフォームにインプットする施設情報や顧客情報を増やし、お客さまにとって、より価値の高い情報をアウトプットし、カスタマーサクセスへの更なる貢献を目指してまいります。

#### (イ) DXの推進

当社では、「お客さま起点の経営」と「DXの推進」は不可分の関係にあると考えています。お客さま起点の経営体制を精度の高いものとしていくためには、より多くのお客さまの声や様々な施設の情報を収集し、イオンディライトプラットフォーム上で流通させ、分析、加工を経たアウトプット情報をグループ全体で活用していく必要があります。

2022年2月期は新たな施設管理モデル「エリア管理」の展開を進め、全国計151施設（累計178施設）で省人化を実現し、カスタマーサポートセンター（以下、「CSC」）から遠隔制御できる施設を増加させました。

2023年2月期は、「エリア管理」の展開を継続し、更に100施設（累計278施設）での省人化を図ります。同時に警備や清掃、サポート事業といった設備管理以外の業務においてもDXに向けた研究開発を推進することで持続可能な施設管理モデルを構築してまいります。これにより、人手不足の解消と収益構造変革の早期実現を目指します。

#### (ウ) グループ経営

グループ各社間の連携を強化し、個社毎の事業特性を踏まえつつ、アフターコロナを見据えた各社の課題解決に取り組むことでイオンディライトグループとしての更なる成長を図ります。また、アジアにおける事業拡大を促進するため、アセアン事業の経営基盤を強化すべくアセアン本社設立に向けた準備を進めます。

加えて、持続的成長を支えるグループガバナンスの更なる強化と健全な組織風土醸成に継続的に取り組んでまいります。

#### (4) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社は、お客さまの戦略的パートナーとして、ファシリティに関する多彩なサービスで課題解決に最適なソリューションを提供する「ファシリティマネジメント事業」を営んでおります。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社及び同社の子会社で当社の議決権を56.20% (直接保有55.26%) 保有しております。

##### ② 親会社との間の取引に関する事項

- ・当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項  
当社は親会社等との間で取引を行っておりますが、当該取引を行うに当たっては、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、独立企業間原則に基づき公正且つ適正に決定しております。
- ・当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
当社は親会社等との当社事業の重要な取引については、上記の留意事項や親会社等からの独立性確保の観点等を踏まえ、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経て当該取引の可否を決定しており、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
- ・取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当する事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イオンディライトアカデミー株式会社	30百万円	100.0%	教育・人材サービス
イオンディライトセキュリティ株式会社	30百万円	100.0%	警備
環境整備株式会社	20百万円	100.0%	総合ビル管理
イオンディライトコネクト株式会社	134百万円	100.0%	総合ビル管理
イオンコンパス株式会社	348百万円	54.9%	旅行代理業
株式会社白青舎	60百万円	100.0%	総合ビル管理
アクティア株式会社	100百万円	100.0%	家事支援事業
永旺永楽(中国)物業服務有限公司	177百万円	100.0%	中国グループ会社管理
永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司	10百万円	100.0%	総合ビル管理
武漢小竹物業管理有限公司	10百万円	100.0%	総合ビル管理
永旺永楽(上海)物業服務有限公司	13百万円	100.0%	総合ビル管理
AEON DELIGHT (MALAYSIA) SDN.BHD.	12百万RM	100.0%	総合ビル管理
AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD.	25,950百万ドン	100.0%	総合ビル管理
P T Sinar Jernih Sarana	12,000百万ルピア	90.0%	総合ビル管理
優客睦設計顧問(深圳)有限公司	1百万円	100.0%	建設施工

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。

2. 株式会社ドゥサービスとエイ・ジー・サービス株式会社は、2021年3月に合併し、イオンディライトコネクト株式会社を設立しております。

3. 株式会社ユーコムは、2021年3月に当社と合併しております。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

① 当社

本社

東京本社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番1

大阪事務所 大阪市中央区南船場二丁目3番2号

支社

北海道支社 (北海道) 東北支社 (宮城県) 関東支社 (東京都)

北陸信越支社 (新潟県) 東海支社 (愛知県) 関西支社 (大阪府)

中四国支社 (広島県) 九州支社 (福岡県)

② 子会社

イオンディライトアカデミー株式会社 (滋賀県)

イオンディライトセキュリティ株式会社 (大阪府)

環境整備株式会社 (栃木県)

イオンディライトコネクト株式会社 (東京都)

イオンコンパス株式会社 (千葉県)

株式会社白青舎 (東京都)

アクティア株式会社 (東京都)

永旺永楽 (中国) 物業服務有限公司 (中国 蘇州)

永旺永楽 (江蘇) 物業服務有限公司 (中国 蘇州)

武漢小竹物業管理有限公司 (中国 武漢)

永旺永楽 (上海) 物業服務有限公司 (中国 上海)

AEON DELIGHT (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア クアラルンプール)

AEON DELIGHT (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム ホーチミン)

PT Sinar Jernih Sarana (インドネシア ジャカルタ)

優客睦設計顧問 (深圳) 有限公司 (中国 深圳)

(7) 企業集団の使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人数 (連結)

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
合 計	20,200名	83名

- (注) 1. 使用人数には、他企業集団からの出向者144名を含み、当企業集団からの出向者14名は含んでおりません。  
2. 使用人数には、パートタイマー7,556名(8時間換算)は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況 (単体)

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	3,707名	16名	46.5才	12.0年
女 性	467名	40名	40.7才	7.5年
合 計 又 は 平 均	4,174名	56名	45.9才	11.5年

- (注) 1. 使用人数には、他会社からの出向者77名を含み、当社からの出向者60名は含んでおりません。  
2. 使用人数には、パートタイマー2,862名(8時間換算)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年2月28日現在)

重要な事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、「イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドライン」における「資本政策の基本的な方針」を以下のとおり決議しました。

(資本政策の基本的な方針)

1. 当社は、積極的な投資を通じて持続的な成長を実現し、中長期的に株主価値を高め、会社の成長に合わせて株主への利益還元を拡大できるよう努める。  
また、資本効率に関する目安として自己資本利益率(ROE)を重視し、当面は12%水準を意識していく。
2. 年度利益の処分に当たっては、成長投資と株主還元とのバランスを重視し、安定的に配当性向35%を基準とする。

当期は親会社株主に帰属する当期純利益が106億65百万円となりました。当期末配当につきましては公表しておりましたとおり1株当たり普通配当37円に、イオンディライト生誕15周年を記念した記念配当5円をプラスした42円を期末配当といたします。

なお、年間では1株当たり84円となります。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,400,000株
- ② 発行済株式の総数（自己株式を除く） 50,021,224株
- ③ 当事業年度末の株主数 29,490名  
(前期末比1,708名増)
- ④ 大株主（自己株式を除く発行済株式の総数に対するその有する株式の割合の高い上位10名の株主）

順位	株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する 所有株式数の割合
1	イオン株式会社	27,613	55.20%
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,439	6.88%
3	イオンデイライト取引先持株会	1,187	2.37%
4	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	914	1.83%
5	野村信託銀行株式会社（投資口）	711	1.42%
6	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	696	1.39%
7	ザバンクオブニューヨークメロン 140051	526	1.05%
8	イオンデイライト従業員持株会	507	1.01%
9	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	389	0.78%
10	株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	367	0.73%

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の所有株式数の他に、当社は自己株式4,148千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.66%）を所有しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2022年2月28日現在）

新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況は、次のとおりであります。

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第8回新株予約権 (2015年5月11日)	2015年6月10日～ 2030年6月10日	16個	1,600株	1名	1株当たり 2,841円	1株当たり 0.5円
第9回新株予約権 (2016年5月10日)	2016年6月10日～ 2031年6月10日	16個	1,600株	1名	1株当たり 2,689円	1株当たり 0.5円
第10回新株予約権 (2017年5月10日)	2017年6月10日～ 2032年6月10日	18個	1,800株	1名	1株当たり 3,167円	1株当たり 0.5円
第11回新株予約権 (2018年5月10日)	2018年6月10日～ 2033年6月10日	60個	6,000株	2名	1株当たり 3,439円	1株当たり 0.5円
第13回新株予約権 (2020年5月11日)	2020年6月10日～ 2035年6月10日	92個	9,200株	2名	1株当たり 2,738円	1株当たり 0.5円
第14回新株予約権 (2021年5月10日)	2021年6月10日～ 2036年6月10日	92個	9,200株	2名	1株当たり 2,823円	1株当たり 0.5円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

1. 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとする。
2. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り行使ができるものとする。
  - (2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(注) 社外取締役には新株予約権を付与していません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 兼社長執行役員	濱 田 和 成	グループCEO	PT Sinar Jernih Sarana 代表コミサリス 永旺永楽（中国）物業服務有限公司 董事
取 締 役	山 里 信 夫		イオンディライトコネクト株式会社 取締役 アクティア株式会社 取締役
取 締 役	水 戸 秀 幸		イオンディライトコネクト株式会社 代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 廣 之		イオン株式会社 執行役人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役
取 締 役	藤 田 正 明		
取 締 役	本 保 芳 明		ケイヒン株式会社 社外取締役 国連世界観光機関駐日事務所 代表 東武トップツアーズ株式会社 取締役会長
取 締 役	吉 川 恵 治		関西ペイント株式会社 社外取締役 株式会社フジクラ 取締役監査等委員
取 締 役	高 田 朝 子		法政大学 経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授 法政大学 ビジネススクール グローバルMBA ディレクター
常 勤 監 査 役	三 津 井 洋		永旺永楽（中国）物業服務有限公司 監事 PT Sinar Jernih Sarana コミサリス
監 査 役	西 松 正 人		イオンモール株式会社 監査役 イオン北海道株式会社 監査役
監 査 役	高 橋 司		勝部・高橋法律事務所 パートナー 日本電気硝子株式会社 監査役 株式会社日本触媒 監査役
監 査 役	河 邊 有 二		イオンリテール株式会社 監査役 株式会社ダイエー 監査役 イオンクレジットサービス株式会社 監査役

- (注) 1. 2021年5月19日開催の定時株主総会終結の時をもって、辻 晴芳氏および佐藤 博之氏は取締役を退任いたしました。
2. 取締役のうち藤田 正明、本保 芳明、吉川 恵治、高田 朝子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち三津井 洋、高橋 司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 藤田 正明、同 本保 芳明、同 吉川 恵治及び同 高田 朝子ならびに監査役 高橋 司の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に対して届出しております。

(ご参考) 執行役員の状況

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	宮 前 吾 郎	マーケティングDX 統括
常務執行役員	三 宅 康 男	中国事業統括/永旺永楽 (中国) 物業服務有限公司 董事長/永旺永楽 (江蘇) 物業服務有限公司 董事長/永旺永楽 (上海) 物業服務有限公司 董事長
常務執行役員	佐 方 圭 二	グループ戦略 ESG 統括
常務執行役員	阿 久 津 哲 也	グループ財務経理本部長 (CFO)
執行役員	生 田 徳 明	支社統括本部長
執行役員	北 林 讓 二	イオングループ営業本部長
執行役員	宮 本 弘 紀	カスタマーサクセス本部長
執行役員	稲 田 哲	法人営業本部長
執行役員	加 藤 浩	建設施工事業本部長
執行役員	越 智 広 昭	アセアン事業COO
執行役員	陳 留 杭	中国事業COO/永旺永楽 (中国) 物業服務有限公司 副董事長 兼 総経理/永旺永楽 (江蘇) 物業服務有限公司 副董事長 兼 総経理
執行役員	関 竹 娟	武漢小竹物業管理有限公司 董事長 兼 総経理
執行役員	小 塩 隆 之	サービス開発本部長 兼 AD 研究所長
執行役員	二 宮 大 祐	グループ人事総務 IT 本部長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### (ア) 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、当社取締役の報酬について、以下のとおり役員報酬規程に定めております。

A. 当社の経営理念である「お客さまの『環境価値』を創造し続ける」を実践し、また環境問題や社会貢献に積極的に取り組むとともに、業績向上に寄与する経営戦略遂行を強く動機付けできる報酬制度とする。

B. ステークホルダー（お客さま、株主さま、従業員等）により納得され支持される、透明性・公正感が高い報酬制度とする。

また、監査役の報酬については、当社の業績如何にかかわらず、所定の監査役報酬を支給されるものと同規程に定めております。

## (イ) 役員の報酬等の決定方針と決定プロセス

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえ、取締役会にて決定しております。また、各取締役の個別報酬の決定については、取締役会で委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえ、決定いたします。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、監査役の協議にて決定しております。社外取締役及び監査役の報酬については、その役割から業績に連動しない基本報酬のみとしております。

社内取締役（社外取締役ではない取締役をいい、以下同じとする。）の報酬については、以下のとおり基本報酬と業績報酬、株式報酬型ストックオプションにより構成されております。

### A. 基本報酬

役位別に設定した基準額内で、個別評価に基づき定めた金額を月例の固定報酬として支給する。

### B. 業績報酬

以下の会社業績報酬及び個人別業績報酬で構成される。業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。なお、業績報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

#### a. 会社業績報酬

役位別基準金額に対して、会社業績の達成率に基づき算出し、業績を総合的に勘案して決定する。

#### b. 個人別業績報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

### C. 株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や志気を高めることを目的に、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

新株予約権の目的となる付与個数については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において、役位別基準金額に対して、一定期間の平均株価と当該年度の業績に基づ

き決定する。

新株予約権は、毎事業年度の一定の時期に、役員報酬規程に定められた条件に従って付与される。

(ウ) 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績報酬及び株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とし、連結当期純利益、連結営業利益の予算達成率及び各利益の昨年比増減及びその内容等を考慮しております。なお、当連結会計年度における連結営業利益の予想値は165億円、実績は157億円でありました。

(エ) 本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において委任を受けた代表取締役社長濱田和成が、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績報酬の評価配分案を作成し、指名・報酬諮問委員会の答申等を踏まえて決定していること等から、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	67	42	15	9	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	—	—	—	1
社外役員	54	54	—	—	—	7

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年5月24日開催の定時株主総会において年額590百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年5月18日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の主な活動に関する事項

取締役 藤田 正明氏は2021年度の取締役会18回中18回に出席し、異業種横断・グローバルなビジネス展開・マネジメントに関する経営的知見と人材育成に関する幅広い見識に基づき、経営やコーポレート・ガバナンス向上に向け議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。

取締役 本保 芳明氏は2021年度の取締役会18回中18回に出席し、運輸関連行政や海外、都市環境、観光分野での豊富な経験と人材育成に関する幅広い見識に基づき、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。

取締役 吉川 恵治氏は2021年度就任後の取締役会15回中14回に出席し、グローバルなビジネス展開・多国籍企業のマネジメントに関する高度な見識と次世代経営者育成に関する豊富な経験に基づき、経営やコーポレート・ガバナンス向上、事業ポートフォリオの構築に向け議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、経営会議等にも出席し、適宜意見を述べております。

取締役 高田 朝子氏は2021年度就任後の取締役会15回中13回に出席し、専門家としての人的マネジメント戦略や組織マネジメント戦略等に関する高度な経営理論や豊富な研究実績に基づき、主に経営組織の強化、人事制度の見直し、海外子会社管理の観点から議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、経営会議等にも出席し、適宜意見を述べております。

常勤監査役 三津井 洋氏は2021年度の取締役会18回中18回、監査役会16回中16回に出席し、親会社グループの経営管理の知見及びコーポレート・ガバナンスの視点を活かし、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。また、取締役会だけでなく、経営会議や海外子会社取締役会等にも出席し、適宜意見を述べております。

監査役 高橋 司氏は2021年度の取締役会18回中18回、監査役会16回中15回に出席し、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を活かし、議案審議等に対して適宜質問し意見を述べております。

また、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、支社、支店、グループ会社等の現場往査を行っております。

#### ② 社外役員の重要な兼職の状況

社外役員の重要な兼職先は、「(1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。

三津井 洋氏が監事を兼職する永旺永楽（中国）物業服務有限公司、また同氏がコミサリスを兼職するPT Sinar Jernih Saranaは、当社の子会社であります。

その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役 藤田正明氏、同 本保芳明氏、同 吉川恵治氏及び同 高田朝子氏並びに社外監査役 三津井洋氏及

び同 高橋司氏と、会社法第423条第1項の責任につき、各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、この限度を超える社外役員の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員その他の従業員を被保険者としております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役及び監査役自身の損害等は補償対象外となります。なお、当該保険の保険料は会社が全額負担しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	169百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」適用に関する助言・指導費用を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は「会計監査人の選解任等に関する基本方針」を定め、会計監査人の適正性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、その基本方針を2021年5月19日開催の取締役会で次のとおり決議いたしました。

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）

- ・当社は、法令・定款の遵守はもとより、経営理念と行動規範を常に意識して、高い倫理観を持って行動する。
- ・当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、以下の体制整備を行う。

(ア)取締役会は、取締役会規則・同付議基準に基づく重要事項の決定を行うとともに、経営・業務執行の監督を行う。取締役は相互に牽制機能を発揮しつつ、重要な意思決定及び業務執行が法令・定款に適合することを確認する。

(イ)取締役会は、コンプライアンス担当役員を選任し、その配下にグループコンプライアンス部を置く。コンプライアンス担当役員、グループコンプライアンス部は、当社及びその連結子会社（以下、「当社グループ」という。）のコンプライアンス強化に必要な施策を実施する。

(ウ)当社のグループコンプライアンス部は、グループ会社にて役員と兼務しないコンプライアンス委員を指名し、当社のグループコンプライアンス本部長のもと、その活動の適正性の評価ならびに当該委員の選解任を行う。

(エ)当社は、就業規則等において、法令、社内規程等の誠実な履行を社員に義務付けるほか、定期的あるいは随時実施するコンプライアンス研修等でグループの役職員のコンプライアンス意識を高める。

(オ)当社は、内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。

(カ)内部監査部門であるグループ経営監査部は、コンプライアンス体制の有効性を監査・

評価する。

(キ)監査役及び監査役会は、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に求める。

### ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定保存文書その他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

(ア)当社は、取締役の業務執行に係る重要な文書または電磁的媒体記録を、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存し管理する。

(イ)当社は、取締役及び監査役からのこれら文書の閲覧要請には即時対応する。

(ウ)当社は、情報セキュリティ管理規程、個人情報安全管理規程等の社内規程に則って、適切に情報管理を行うとともに、規程の見直し等を適宜行う。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

・当社は、事業活動において予測される諸々のリスクに対し、必要な判断と対処を行うため、以下の体制を整備する。

(ア)平常時のリスク管理については、リスクカテゴリー別に定めるリスク所管部署が、リスクの管理を行い、リスク事象発生の未然防止や損失の低減を図る。

(イ)グループコンプライアンス部を事務局とするリスク管理委員会が、各リスク所管部が実施するリスクの評価・分析ならびに対策案等を総括し、また、グループ各社毎のリスクシナリオを検証、その結果を定期的に取り締役に報告する。なお、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告する。

(ウ)危機時には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、平常時以上に迅速な意思決定と執行を可能にする。また、危機時の事業継続に関する基本規程（BCP基本規程）、BCP基本規程細則、災害復旧対応ハンドブック等の規程・マニュアルを整備し、定期的に規程・マニュアルの手直しを行うとともに、防災訓練を計画的に実施する。

(エ)グループ経営監査部は、リスクマネジメントポイントに沿ったリスクシナリオを作成し、リスク所管部の監査等を通じて、リスク管理の有効性を評価する。

・当社は、経営理念に掲げた「環境価値の創造」を具現化するものとして業務品質に徹底的に拘り、将来にわたってお客さまに支持される品質を維持、改善するために、以下の体制を整備する。

(ア)当社は、統合（品質・環境）マニュアルを制定し、内容を随時見直す。

(イ)当社は、業務管理規程・マニュアル等に基づく業務実施を徹底するため、センター長全員にISO内部監査員資格者教育を施す。また、ISO内部監査員資格保有者による相互監査を実施することにより、その実効性を確認する。

- ④取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率性確保体制）
- ・ 当社は、取締役の効率的な職務執行を確保するため、以下の体制を整備する。
    - (ア)当社は、取締役会規則を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、決裁規程・職務責任権限規程等で取締役会決議事項以外の意思決定についても決裁権限を明確にし、また業務遂行に必要な組織の分掌、職務の範囲および責任を明確にする。
    - (イ)取締役会は、経営の重要な意思決定と経営・業務執行の監督に十分な審議を尽くす。また、執行役員制度の導入で業務執行の効率化を図るとともに、経営会議、支社経営会議、国内グループ経営会議、海外グループ経営会議等の会議体を活用しグループの効率的な経営を図る。
    - (ウ)当社は、複数の独立社外取締役を取締役に含め、経営陣の提案を多角的に検討し取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、迅速果敢な意思決定を支援することで経営の効率性を担保できる体制とする。取締役会は、職務執行の公正さの監督とその適正の評価をするため、任意の諮問委員会として指名・報酬諮問委員会と評価諮問委員会を設置し、独立社外取締役をその委員とする。
    - (エ)当社は、これら当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドラインとして明文化し開示する。
- ⑤当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制（企業集団内部統制）
- ・ 当社とイオン株式会社及びイオングループ各社、またはイオンディライトの子会社との取引については、利益相反の防止を図り、その適正を確保する。
  - ・ 当社グループは、基本思想・理念を共有するとともに、グループ内部統制を強化するため、以下の体制を整備する。
    - (ア)当社は、関係会社管理規程において、子会社が親会社に対して報告を要する事項、事前の了承を要する事項等を定め、親会社による子会社のガバナンスの基本的な枠組みを定める。また当社は、原則として、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営の監督を行う。
    - (イ)当社は、月次で子会社から業績報告を受領するほか、当社取締役と子会社社長をメンバーとする国内グループ経営会議、海外グループ経営会議を開催し、子会社の経営状態を把握するとともに、グループガバナンスとしての個社別の成長戦略、予算実績管理、内部統制システムを構築する。
    - (ウ)当社グループは、共通で統一的な枠組みの下で、コンプライアンス、内部通報制度を運営する。当社は、当社グループの役職員に対して、毎年、コンプライアンスに関する研修を行い、コンプライアンスの意識を醸成する。グループコンプライアンス部は、グループ各社に任命したコンプライアンス委員と連携し、各社の経営者、従業員に対するコンプライアンス意識向上に資する活動を行う。加えて、当社グループの内部通報制度を周知徹底するとともに、グループ各社の経営陣からは独立した形で運用する。

(エ)当社グループは、財務報告にかかる内部統制、リスク管理、内部監査に関しては、グループ内で基本方針を共有しつつ、子会社の事業内容・規模・事業の複雑性等を考慮の上、個別に報告・運用の体制を決める。

(オ)監査役、グループ経営監査部は、子会社を定期的に監査・監督する。グループ経営監査部は、過去の業務監査実績や内部通報実績等を総合的に判断し、リスクが高いと判断する子会社に対して特に入念な業務監査を実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（監査役スタッフ配置）

- ・当社は、監査役を補助するため、監査役の求めにより専属の使用人を配置する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役の業務補助を行う。

⑦監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役スタッフ独立性）

- ・当社は、監査役を補助する使用人の採用・選定・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役または監査役会の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。
- ・当社は、当該使用人についての懲戒手続きを開始する場合には、常勤監査役または監査役会の同意を得る。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（監査役への報告体制）

- ・当社グループの役職員は、当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事実、法令違反その他のコンプライアンス上の問題を発見・認識した場合、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ・グループ経営監査部、グループコンプライアンス部等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況等を、定期的に当社監査役に報告する。
- ・監査役は、取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができる。
- ・当社は、当社グループの内部通報制度の所管部署をグループコンプライアンス部と定める。監査役は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、所管部から定期的または随時報告を受ける。
- ・当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員及び内部通報制度の利用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行い、または報復的言動を行うことを一切禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査役監査実効性確保体制）

- ・当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。
  - (ア)監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換し、効果的な監査業務の遂行を図る。
  - (イ)監査役は、グループ経営監査部と緊密な連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
  - (ウ)監査役は、会計監査人或いは社外取締役とも情報交換し、緊密に連携を図る。
  - (エ)当社グループの役職員は、監査役の業務の執行に関する事項について、監査役から報告ならびに関係資料の提出を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- ・当社は、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じる。
  - (ア)当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (イ)当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ一定額の予算を設ける。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の請求に基づき処理する。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに、外部専門機関とも連携し組織として対応する。
- ・当社は、取引先が反社会的勢力であること、若しくは反社会的勢力と取引関係にあることが判明した場合、または取引先に暴力的、脅迫的な反社会的言動があった場合は、直ちに取引・契約を解除する。
- ・反社会的勢力からの要求についての対応部署をグループ法務部と定め、外部機関からの情報収集を積極的に行い、反社会的勢力の排除に努める。

⑪財務報告に係る内部統制のための体制

- ・当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を整備し、教育・指導、運用評価を行い、当社グループの財務報告の正確性・信頼性確保に取り組む。

**(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

当社は、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの整備・運用をしております。当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）

- ・当社は、取締役会規則をはじめとした社内規程を制定するとともに、コンプライアンス担

当執行役員（ＣＣＯ）を置き、取締役が法令及び定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案について審議、業務の執行状況の監督を行っております。また、当社の取締役・執行役員を対象に役員コンプライアンス研修を実施しております。

- ・コンプライアンス担当執行役員をコンプライアンス統括責任者とし、その配下にグループコンプライアンス部を置いております。コンプライアンス担当執行役員、グループコンプライアンス部は、当社グループのコンプライアンス強化に必要な施策を実施するとともに、定期的に取締役会において取り組み状況を報告しております。
- ・『イオンディライトグループコンプライアンス基本規程』を制定し、グループ会社を含め、組織ごとにコンプライアンス責任者及びコンプライアンス所管部署を定め、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・就業規則等において、法令、社内規程等の誠実な履行を社員に義務付けるとともに、イオングループ全体の取り組みとして『冊子：コンプライアンス基礎2017』を配布し、社員のコンプライアンスに対する意識の向上に取り組んでいます。
- ・内部通報制度を設け、企業活動上の不適切な問題の早期発見と改善に努め、再発防止を図っております。なお、内部通報窓口であるグループコンプライアンス部より内部通報の状況について定期的に取締役会に報告しております。また、当社内の内部通報窓口に加え、当社グループ全体の内部通報窓口を社外の弁護士事務所に設けております。
- ・内部監査部門であるグループ経営監査部は、コンプライアンス体制の有効性を監査・評価するとともに定期的に取締役会において報告しております。

## ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ・当社は、株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報について、文書管理規程、イオンディライトグループ情報セキュリティ管理規程、イオンディライトグループ個人情報安全管理規程等の必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理する体制としております。また、取締役及び監査役からのこれら文書の閲覧要請には即時対応する体制としております。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

- ・当社は、平常時のリスク管理については、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、リスク事象発生の未然防止に努め、損失の低減を図っております。また、大規模災害発生等の危機時の対応については『危機時の事業継続に関する基本規程（BCP基本規程）』、『BCP基本規程細則』等の必要な規程及び『災害復旧対応ハンドブック』等のマニュアルを制定、災害対応訓練を計画的に実施し、災害が発生した場合の対応に備えております。なお、経営上及び事業展開上発生が懸念されるリスクについては、グループコンプライアンス部を事務局とするリスク管理委員会を開催し、リスクの分析、対処法について検討、また、グループ各社毎のリスクシナリオを検証し、定期的に取締役会において報告することとしております。グループ経営監査部は、リスク管理の有効性に応じて内部監査及び子会社監査を実施しております。

- ・当社は、業務品質の維持・向上を目的に統合（品質・環境）マニュアルを制定しております。また、統合（品質・環境）マニュアルに基づく業務実施を徹底するため、センター長を中心にISO内部監査員資格者教育を実施するとともに、センター長による相互監査、ISO内部監査員による年1回のISO内部監査により、その実効性を確認しております。

④取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率性確保体制）

- ・当社は、取締役会規則を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にしております。また、取締役会決議事項以外の意思決定についても決裁規程、職務責任権限規程等で決裁権限、また業務遂行に必要な組織の分掌、職務の範囲及び責任を明確にしております。
- ・取締役の員数8名のうち半数となる4名を独立社外取締役とすることで、経営陣の提案を多角的に検討し、取締役に対する実効性の高い監督を行うとともに、迅速果断な意思決定を支援することで、経営の効率性を担保できる体制としております。
- ・執行役員制度の導入により、取締役の監督機能と執行役員の執行機能を明確に分離することで、取締役会が経営の枠組みなどの重要な意思決定と監督機能に集中できる体制としております。
- ・職務執行の公正さの監督とその適性の評価をするため、取締役会の任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数で構成された指名・報酬諮問委員会と評価諮問委員会を設置し、独立社外取締役をその委員長としております。
- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、イオンディライトコーポレートガバナンス・ガイドラインとして明文化し開示しております。

⑤当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制（企業集団内部統制）

- ・当社とイオン株式会社及びイオングループ各社、またはイオンディライトの子会社との取引については、利益相反の防止を図るとともに、取締役会規則及び職務責任権限規程に基づき審議し、その適正を確保しております。
- ・子会社が親会社に対して報告を要する事項、事前の了承を要する事項等を関係会社管理規程に定めるとともに、親会社による子会社のガバナンスの基本的な枠組みを定めております。また、原則として、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の経営の監督を行っております。
- ・月次で子会社から業績報告を受領するほか、当社常勤取締役と子会社社長をメンバーとする国内グループ経営会議、海外グループ経営会議を開催し、子会社の経営状態を把握するとともに、グループガバナンスとしての個社別の成長戦略、予算実績管理、内部統制システム構築を行っております。
- ・当社グループは、共通で統一的な枠組みの下で、コンプライアンス、内部通報制度を運営しており、当事業年度においては子会社の社長を対象に役員コンプライアンス研修、幹部社員を対象にしたイオン行動規範幹部研修を実施し、コンプライアンス意識を醸成しまし

た。

- ・当社グループは、更なるグループ経営の強化を図るため、グループ本社の各コーポレート部門が各専門分野について、子会社を直接、管理・指導する体制を整えております。また、内部統制上強化が必要な情報について、関連企業部が主管部署として一元的に情報発信を行う体制を整えております。
- ・子会社のリスク管理については、主管であるグループコンプライアンス部が毎月リスクに関する報告書の提出を各社に求め、グループ全体のリスク管理を実行しております。
- ・監査役、グループ経営監査部は、子会社を定期的に監査・監督する体制としております。また、グループ経営監査部は、過去の業務監査実績や内部通報実績等によりリスクが高いと判断する子会社に対して特に入念な業務監査を実施し、定期的に取り締役に報告しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（監査役スタッフ配置）

- ・当社は、監査役を補助するために専属の使用人1名を配置しております。

⑦監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役スタッフ独立性）

- ・当社は、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については常勤監査役または監査役会の同意を得ることとしております。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項（監査役への報告体制）

- ・当社の取締役及び使用人は、当社の業務または業績に重大な影響を与える事実、法令違反その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合は、監査役に速やかに報告するものとしております。
- ・グループ経営監査部、グループコンプライアンス部等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況等を定期的に監査役に報告を行う体制としております。また、当社グループの内部通報制度の所管部署をグループコンプライアンス部と定めており、これらの内部通報の状況についても定期的または随時監査役に報告することとしております。
- ・監査役は、取締役会に加え経営会議等の経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べる体制としております。
- ・当社は、『イオンディライトグループ内部通報の取り扱いに関する規程』を制定し、内部通報制度の利用者(以下、「通報者」という。)の保護を明文化しております。また、同規程では通報者への不利な取扱いまたは報復的言動を行った者に対する処罰も含め明文化しております。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査役監査実効性確保体制）

- ・監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換しております。また、社外取締役及び会計監査人についても定期的に監査役会への出席を求め意見交換を行っております。
- ・監査役は、グループ経営監査部と緊密な連携を図り、実効的な監査業務を遂行する体制としております。
- ・当社グループの役員は、監査役の業務の執行に関する事項について、監査役から報告ならびに関係資料の提出を求められたときは、迅速かつ誠実に対応するものとしております。
- ・当社は、監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じるものとしております。

⑩反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、反社会的勢力への対応に関する規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求には法的対応を行うこととしております。また、取引に係る契約書について「反社会的勢力の排除」の条項を設け、過去からの契約についても「反社会的勢力の排除」の条項がない契約については更新等の機会に条項を盛り込むこととし、万一取引先が基準に該当した場合は直ちに契約を解除することとしております。また、大阪府企業防衛連合協議会のみなみ企業懇談会ならびに公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、積極的な情報収集を行い反社会的勢力の排除に努めております。

⑪財務報告に係る内部統制のための体制

- ・当社は、内部統制報告制度に従って「財務報告に係る内部統制規則」を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用評価を行い、内部統制報告書を提出しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当する事項はありません。

---

※ 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>121,013</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,892</b>
現金及び預金	68,282	支払手形及び買掛金	22,070
受取手形及び売掛金	40,708	電子記録債権	4,415
電子記録債権	4,220	短期借入金	247
たな卸資産	2,074	未払金	7,126
その他	5,861	未払法人税等	2,326
貸倒引当金	△134	賞与引当金	1,363
<b>固定資産</b>	<b>21,845</b>	役員業績報酬引当金	84
<b>有形固定資産</b>	<b>7,080</b>	資産除去債務	6
建物	1,629	売上値引引当金	120
器具備品	3,589	その他	6,131
土地	466	<b>固定負債</b>	<b>3,544</b>
その他	1,394	繰延税金負債	946
<b>無形固定資産</b>	<b>5,653</b>	役員退職慰労引当金	84
のれん	3,360	退職給付に係る負債	1,486
その他	2,293	資産除去債務	416
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,111</b>	売上値引引当金	80
投資有価証券	3,720	その他	531
繰延税金資産	2,951	<b>負債合計</b>	<b>47,437</b>
その他	2,470	(純資産の部)	
貸倒引当金	△30	<b>株主資本</b>	<b>92,958</b>
<b>資産合計</b>	<b>142,859</b>	資本金	3,238
		資本剰余金	13,239
		利益剰余金	86,559
		自己株式	△10,077
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,619</b>
		その他有価証券評価差額金	921
		為替換算調整勘定	961
		退職給付に係る調整累計額	△263
		<b>新株予約権</b>	<b>86</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>757</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>95,421</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>142,859</b>

# 連結損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		317,657
売上原価		278,158
売上総利益		39,498
販売費及び一般管理費		23,764
営業利益		15,733
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	73	
持分法による投資利益	85	
その他	257	448
営業外費用		
支払利息	29	
その他	362	392
経常利益		15,789
特別利益		
固定資産売却益	1,223	
雇用調整助成金	199	1,422
特別損失		
減損損失	441	
新型コロナウイルス対応による損失	172	
その他	242	856
税金等調整前当期純利益		16,355
法人税、住民税及び事業税	3,787	
法人税等調整額	2,003	5,790
当期純利益		10,565
非支配株主に帰属する当期純利益		△99
親会社株主に帰属する当期純利益		10,665

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,238	13,226	80,344	△10,123	86,685
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,450		△4,450
親会社株主に帰属する当期純利益			10,665		10,665
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		12		46	59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	12	6,214	46	6,273
当期末残高	3,238	13,239	86,559	△10,077	92,958

	そ の 他 の 包 括 利 益			累 計 額
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当連結会計年度期首残高	1,042	△30	△349	662
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△121	991	86	956
連結会計年度中の変動額合計	△121	991	86	956
当期末残高	921	961	△263	1,619

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	119	814	88,281
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△4,450
親会社株主に帰属する当期純利益			10,665
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△33	△57	866
連結会計年度中の変動額合計	△33	△57	7,139
当期末残高	86	757	95,421

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 24社
- ・主要な連結子会社の名称
  - イオンディライトアカデミー株式会社
  - イオンディライトセキュリティ株式会社
  - 永旺永楽(中国)物業服務有限公司
  - 環境整備株式会社
  - イオンディライトコネクト株式会社
  - イオンコンパス株式会社
  - AEON DELIGHT(MALAYSIA)SDN.BHD.
  - 永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司
  - AEON DELIGHT(VIETNAM)CO.,LTD.
  - 武漢小竹物業管理有限公司
  - 株式会社白青舎
  - 永旺永楽(上海)物業服務有限公司
  - PT Sinar Jernih Sarana
  - アクティア株式会社
  - 優客睦設計顧問(深圳)有限公司
  - 他9社

なお、当連結会計年度において、永楽中村(蘇州)物業服務有限公司は、当社子会社である永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司が出資持分の60%を取得により子会社とし、永旺永楽(珠海)物業服務有限公司は、当社子会社である武漢小竹物業管理有限公司が54%の出資により子会社として設立したため、連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、(株)ドゥサービスはエイ・ジー・サービス(株)との合併により、株式会社ユーコムは当社との合併により、株式会社ジェネラル・サービスは清算により、連結の範囲から除外しております。なお、エイ・ジー・サービス(株)はイオンディライトコネクト(株)へ社名変更しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 2社
- 会社名
  - 株式会社菊川石山ソーラー
  - 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

- (2) 持分法を適用していない関連会社

新長田まちづくり株式会社、新浦安駅前PFI株式会社の2社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、永旺永楽(江蘇)物業服務有限公司など17社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

材料……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………主として定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

エリア管理設備機器 6年～15年

器具備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） なお、のれんについては5年から20年の期間で償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上方法

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。
- ③ 役員業績報酬引当金……………役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- ⑤ 売上値引引当金……………将来発生する可能性があると思込まれる売上値引等に備えるため、その見込額を計上しております。

### (4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。なお、一部の連結子会社は発生時に全額費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ② 消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

## 5. 会計方針の変更

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社グループでは、商品は移動平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度より、総平均法による原価法に変更しております。この評価方法の変更は、基幹システムの更改を契機に、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

## 6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、当連結会計年度内に概ね収束したものととして会計上の見積りを行っております。

しかしながら、当社グループの一部事業への影響は、翌連結会計年度も残る想定から会計上の見積りを行っております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

投資有価証券 34百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,566百万円

### 3. たな卸資産の内訳

商品 1,734百万円  
仕掛品 80百万円  
原材料及び貯蔵品 258百万円

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等を特別利益として計上しております。

### 2. 減損損失の内容

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
事業用資産	—	器具備品	353
	東京都足立区	建物	42
		土地	45
合計			441

当社グループは、事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。

上記の事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却可能性が見込めないものはゼロとしております。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対応による損失

新型コロナウイルス感染症拡大により、政府及び各自治体からの営業自粛や緊急事態宣言が発令され、当社グループが受託管理する店舗等施設で臨時休業や営業時間の短縮が実施されました。これに伴い、従業員に対し支給した休業補償手当等を、新型コロナウイルス感染症対応による損失として特別損失に計上しております。

### 4. 売上値引引当金戻入益

売上高に、売上値引引当金戻入益122百万円が計上されております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 54,169,633株

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
普通株式	4,167,473	136	19,200	4,148,409

(注1) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

136株

(注2) 減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による減少

19,200株

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月9日 取締役会	普通株式	2,350	47.00	2021年2月28日	2021年5月6日
2021年10月6日 取締役会	普通株式	2,100	42.00	2021年8月31日	2021年11月8日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,100	42.00	2022年2月28日	2022年5月6日

### 4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 29,400株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、主として自己資金によっております。

受取手形及び売掛金等の営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れのリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金等は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）は運転資金に係る調達であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	68,282	68,282	-
(2) 受取手形及び売掛金	40,708	40,581	△127
(3) 電子記録債権	4,220	4,213	△7
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,122	3,122	-
資産計	116,334	116,200	△134
(1) 支払手形及び買掛金	22,070	22,070	-
(2) 電子記録債務	4,415	4,415	-
(3) 短期借入金	247	247	-
(4) 未払金	7,245	7,245	-
(5) 未払法人税等	2,326	2,326	-
負債計	36,305	36,305	-

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金、ならびに(3) 電子記録債権

これらの時価は、債権額から信用リスクに相当する金額を控除した価格によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、ならびに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,890円76銭
1株当たり当期純利益	213円26銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	213円12銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>86,068</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,906</b>
現金及び預金	42,364	支払手形	458
受取手形	2,998	電子記録債権	4,339
電子記録債権	4,182	買掛金	19,726
売掛金	29,865	未払金	4,732
たな卸資産	1,805	未払費用	124
前払渡金	1,952	未払法人税等	1,067
前払費用	549	前受金	795
関係会社短期貸付金	1,150	預り金	1,499
未収入金	1,361	賞与引当金	892
その他の他金	524	役員業績報酬引当金	14
貸倒引当金	△686	売上値引引当金	120
<b>固定資産</b>	<b>38,938</b>	その他の他	1,135
<b>有形固定資産</b>	<b>5,465</b>	<b>固定負債</b>	<b>702</b>
建物	1,371	資産除去債務	300
リア管理設備機器	918	売上値引引当金	80
器具備品	2,879	その他の他	321
土地	73	<b>負債合計</b>	<b>35,609</b>
建設仮勘定	19	<b>(純資産の部)</b>	
その他の他	203	<b>株主資本</b>	<b>88,412</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,793</b>	<b>資本金</b>	<b>3,238</b>
のれん	2,873	<b>資本剰余金</b>	<b>19,660</b>
ソフトウェア	1,439	資本準備金	2,963
その他の他	479	その他資本剰余金	16,697
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,680</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>75,591</b>
投資有価証券	2,303	利益準備金	395
関係会社株式	13,012	その他利益剰余金	75,195
関係会社出資金	8,795	別途積立金	7,120
長期貸付金	20	繰越利益剰余金	68,075
破産更生債権等	3	<b>自己株式</b>	<b>△10,077</b>
長期前払費用	433	<b>評価・換算差額等</b>	<b>899</b>
繰延税金資産	2,924	その他有価証券評価差額金	899
その他の他金	1,199	<b>新株予約権</b>	<b>86</b>
貸倒引当金	△13	<b>純資産合計</b>	<b>89,397</b>
<b>資産合計</b>	<b>125,006</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>125,006</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		265,838
売上原価		236,529
売上総利益		29,308
販売費及び一般管理費		16,428
営業利益		12,880
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	883	
その他	174	1,070
営業外費用		
支払利息	2	
貸倒引当金繰入額	600	
その他	124	727
経常利益		13,222
特別利益		
関係会社清算益	117	117
特別損失		
減損損失	353	
その他	247	601
税引前当期純利益		12,739
法人税、住民税及び事業税	2,082	
法人税等調整額	2,222	4,305
当期純利益		8,434

# 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,238	2,963	16,684	19,647	395	7,120	64,091	71,607	△10,123	84,370	
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△4,450	△4,450		△4,450	
当 期 純 利 益							8,434	8,434		8,434	
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0	
自 己 株 式 の 処 分			12	12					46	59	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)											
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	12	12	-	-	3,983	3,983	46	4,042	
当 期 末 残 高	3,238	2,963	16,697	19,660	395	7,120	68,075	75,591	△10,077	88,412	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	977	977	119	85,466
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,450
当 期 純 利 益				8,434
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				59
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△78	△78	△33	△111
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△78	△78	△33	3,930
当 期 末 残 高	899	899	86	89,397

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品…………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 原材料及び貯蔵品
  - 材料…………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - 貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～47年
エリア管理設備機器	6年～15年
器具備品	3年～20年

#### (2) 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、のれんについては20年の期間で償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。
- (3) 役員業績報酬引当金……………役員に対して支給する業績報酬の支出に充てるため、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (5) 売上値引引当金……………将来発生する可能性があると思込まれる売上値引等に備えるため、その見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理  
税抜方式により処理しております。

### 5. 会計方針の変更

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社では、商品は移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、総平均法による原価法に変更しております。この評価方法の変更は、基幹システムの更改を契機に、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

### 6. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響は、当事業年度内に概ね収束したものととして会計上の見積りを行っております。

## 貸借対照表に関する注記

<b>1. 担保に供している資産</b>	
関係会社株式	29百万円
投資有価証券	5百万円
<b>2. 保証債務</b>	
以下の関係会社に対して保証を行っております。	
AEON DELIGHT(MALAYSIA)SDN.BHD.	1百万円
PT Sinar Jernih Sarana	137百万円
<b>3. 有形固定資産の減価償却累計額</b>	11,548百万円
<b>4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）</b>	
短期金銭債権	450百万円
短期金銭債務	3,722百万円
<b>5. たな卸資産の内訳</b>	
商品	1,730百万円
仕掛品	15百万円
原材料及び貯蔵品	58百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,830百万円
仕入高	20,187百万円
販売費及び一般管理費	1,491百万円
営業取引以外の取引による取引高	768百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,148,409株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	272百万円
貸倒引当金	213百万円
未払事業税等	107百万円
未払金	235百万円
関係会社株式	1,012百万円
関係会社出資金	285百万円
売上債引当金	61百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	585百万円
その他	920百万円
繰延税金資産小計	3,694百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△210百万円
評価性引当額小計	△210百万円
繰延税金資産合計	3,484百万円
繰延税金負債	
合併引継有価証券に係る一時差異	161百万円
その他有価証券評価差額金	396百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	560百万円
繰延税金資産の純額	2,924百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	585	585
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	585	(b) 585

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当事業年度末に計上している繰延税金資産については、過去及び当事業年度の課税所得や将来の課税所得の見通しに基づき、回収可能と判断しております。

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%
住民税等均等割	1.9%
のれん	1.6%
評価性引当の増減	1.7%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	イオン株式会社	(被所有)	資金の寄託運用	資金の寄託運用	5,202	-	-
		直接 55.2%		受取利息 (注2)	3		
		間接 0.9%					

### 2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の社	イオンリテール株式会社	-	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理、役員の兼務	売上高	67,881	電子記録債権	1,643
						売掛金	6,389
親会社の社	イオンモール株式会社	(所有) 0.4% (被所有) 直接 0.2%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理、役員の兼務	売上高	23,643	電子記録債権	892
						売掛金	2,499
親会社の社	イオン北海道株式会社	(所有) 直接 0.2%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	11,706	受取手形	1,480
						売掛金	1,168
親会社の社	イオンタウン株式会社	-	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	8,845	電子記録債権	1,224
						売掛金	695
親会社の社	イオン東北株式会社	-	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	9,426	受取手形	428
						売掛金	1,427
親会社の社	イオン九州株式会社	(所有) 直接 0.3%	設備管理、警備、清掃、建設施工の請負、資材等の販売、自動販売機の管理	売上高	10,815	電子記録債権	129
						売掛金	1,287

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注1) 資金の寄託運用の取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

(注2) 寄託運用の金利については、市場金利を勘案して利率等を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 1,785円47銭

1株当たり当期純利益 168円65銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 168円53銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

イオンディライト株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 轟 一成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 秀史 ㊞

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンディライト株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンディライト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

イオンディライト株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 轟 一成 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 秀史 ㊞

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンディライト株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月7日

イオンディライト株式会社 監査役会  
常勤監査役 三津井 洋 ㊟  
監 査 役 高橋 司 ㊟  
監 査 役 河邊 有二 ㊟  
監 査 役 西松 正人 ㊟

(注) 監査役 三津井 洋、監査役 高橋 司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## ご参考

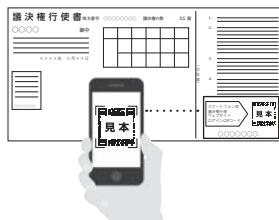
# インターネット等による議決権行使のご案内

## インターネット等をご利用の株主の皆さまへ

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※インターネットによる議決権の行使は、2022年5月17日（火曜日）午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいようお願い申し上げます。

※書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。  
インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

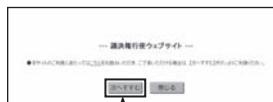
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ■ 事前質問受付のご案内

株主総会は株主の皆さまとの重要な接点であるとの認識から、株主総会の模様をライブ配信するとともに、当社ホームページにて事前ご質問を受付いたします。

株主の皆さまにおかれましては、書面またはスマートフォンおよびインターネット等により議決権を行使いただくとともに、ライブ配信、事前質問のご利用をご検討ください。

受付締切：2022年5月15日(日)

受付方法：当社ホームページ | IR情報の事前質問受付フォームより

URL <https://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/meeting.html>

当社ホームページ TOP > IR情報 > 株式・債券情報 > 株主総会

ご質問をいただく際は、株主番号が必要となりますので、お手元の議決権行使書に記載の株主番号をご確認ください。

株主の皆さまの関心の高い質問について回答させていただく予定ですが、全てのご質問に株主総会当日に回答することはいたしかねる場合があること、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

インターネット配信(ライブ配信)のご視聴方法は、同封しております「第49期 定時株主総会インターネット配信(ライブ配信)のご案内」をご覧ください。

# 株主総会会場ご案内図

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

※発熱のある又は体調不良と思われる株主さまの入場をお断りし、退場をお願いする場合があります。

※ご自宅などで株主総会を視聴いただけるようライブ配信を行います。  
(インターネット中継になります。視聴方法など詳しくは、同封のご案内をご確認ください。)

